

△財政局関係

午後1時56分再開

◆（加納委員） それでは、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、税外債権の回収促進についてからお伺いさせていただきます。

本市の一般会計、そしてまた特別会計における未収債権の合計額は、いまだ500億円を超える大きな規模となっております。特に23年度の決算状況では、未収債権のうち半分以上を実は国民健康保険料の滞納が占めており、これを解消することが喫緊の課題であると認識しております。そのため、確認ですが、財政局には税外債権回収担当部署を設置して国民健康保険料などの回収に当たっておりますが、まず、税外債権回収担当の設置目的は何か、債権回収担当部長にお伺いいたします。

◎（鷺巣債権回収担当部長） よろしくお伺いいたします。中期4か年計画では、市民負担の公平性と財源確保の観点から、530億円を超える未収債権の圧縮と収納率の向上を目指し、25年度末までにその総額を500億円未満とする目標を設定しているところでございます。そのうち特に滞納額が大きい国民健康保険料等につきましては、即効性がある緊急対策を行う必要があることから、市税で培った徴収のノウハウを生かして効果的に滞納整理を進めるため、23年5月から財政局主税部に税外債権回収担当を設置したところでございます。税外債権回収担当では、高額案件等の一部を区役所から引き継ぎまして、財産調査を徹底し、滞納額の圧縮と収納率の向上に向けて整理を進めているところでございます。

◆（加納委員） それでは、税外債権回収担当の23年度の国民健康保険料における滞納整理の取り組み状況はどうか、そしてまたその成果をどう評価しているか、局長にお伺いいたします。

◎（柏崎財政局長） お答えいたします。23年度の取り組み結果でございますが、区役所から引き継いだ約1万600件のうち、完納や分納誓約など一定のめどがついたものが約5250件で49%、納付緩和措置を行ったものが約650件で6%、現在内部調査等をさらに進めているものが約4700件で45%となっております。23年度に収納いたしました金額でございますが、延滞金も含めまして約17億円となっております。各区の取り組みと相まって、市全体の国民健康保険料の収納率も22年度の71.2%から74%と2.8ポイント向上させることができましたので、この回収担当の取り組みも寄与したものと考えております。

◆（加納委員） それでは、経済状況が厳しい中で、なかなかお支払いできないという方も多くいらっしゃると思いますので、特に私どもの立場からいうと、低所得者の皆さん方の納めたくても納められないといった状況があります。そういった滞納者もおりますけれども、どのようにそういう方を見きわめ、適正に納付緩和措置を適用しているのか、局長にお伺いいたします。

◎（柏崎財政局長） 失業や病気等やむを得ない事情によりまして収入が途絶え、納付が困難となりました案件につきましては、事情を十分に伺った上で財産調査を実施し、預金や資産等がなく、生活が困窮していることが確認できれば停止等の納付緩和措置を適用しております。また、住宅ローンや消費者金融、クレジットカード等の支払いが多く生活を圧迫していると思われる方につきましては、必要に応

じて弁護士会による法律相談や法テラス等を御案内しております。このように、生活が困窮されている方については、納付緩和措置を適切に適用することにより、実情に即した滞納整理を実施しております。

◆（加納委員） 非常に経済状況が厳しいですし、そうはいつでも納めなければいけないということもありますし、いろいろな話を聞きますけれども、それについてはどうかひとつ丁寧にしっかりと調査をして見きわめていただくよう、よろしく願い申し上げます。

さらに、市税徴収の立場から見た国民健康保険料の滞納整理についての課題をどのように認識しているか、局長にお伺いいたします。

◎（柏崎財政局長） ただいまも委員からお話でしたが、滞納整理につきましては、やはり調査をしっかり行いまして、納付資力を見きわめるといことが何よりも基本でございます。これまで市税徴収を進めてきました立場から申し上げますと、現在の国民健康保険料に関する滞納整理システムは、整理の進捗状況を適時的確に把握して、組織の中で情報共有を図るとい点においてはまだまだ十分でないということでもありますとか、また、区役所の窓口等が繁忙のため、滞納整理に十分専念できる体制がとれていないこと、さらに、滞納整理の知識やノウハウを持った人材が少ないということなどが挙げられるかと思っております。

◆（加納委員） 市税をずっとやってきているから、そういった状況を伺っているのですけれども、国民健康保険ですから、健康福祉局の所管で本来やるべきことを皆さん方がある種頑張っているわけですが、やってきてそれなりの課題が今見えてきたわけです。その課題を踏まえてしっかりと進めてもらいたいと思えますけれども、今の課題を見きわめながら、今後の国民健康保険料の滞納整理をどのように進めていくのか、副市長にお伺いいたします。

◎（大場副市長） 530 億円を超える未収債権の圧縮ということで、これは喫緊の課題でございます。22 年度に未収債権整理促進対策会議という組織を立ち上げました。その中でさまざまな対策の検討を進めてまいりまして、税外債権の回収担当もその対策の一環として主税部に設置いたしました。ただ、本来、国民健康保険料の場合も含めて、それぞれの制度の中で管理をする債権については、債権の所管部署がみずからの権限と責任で回収整理を進めていくことが基本でございますが、税外債権回収担当のこれまでの取り組みや課題なども踏まえて、今後その対策を検討していきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは次に、社会保障関係費の抑制についてお伺いいたします。

今後の健全な財政運営において大きな鍵を握るものとして、扶助費などの社会保障関係費がございます。現在でも扶助費を初めとする義務的経費は本市財政を圧迫しており、今後さらに少子高齢化が進むことを見据えると、本市の財政状況は楽観視ができません。

そこで、扶助費は今後どの程度の増加が見込まれるのか、財政部長にお伺いいたします。

◎（大木財政部長） 予算編成方針発表時の中期財政見通しでは、25 年度は 4010 億円、26 年度は 4100 億円、27 年度は 4190 億円と試算しております。また、44 年度までの長期的な財政見通しにおいても、子供の数の減少に伴い、児童手当などが減少傾向となる一方、高齢者数の増加により、介護、医療などに係る経費の増加が見込まれております。

◆（加納委員） 多分今後も増加が見込まれるということでお話しいただきましたけれども、財政の持続可能性を考える上で、扶助費などの社会保障関係費の抑制は大変重要だと思っております。

そこで、扶助費の増加抑制に向けたこれまでの取り組みについて局長にお伺いいたします。

◎（柏崎財政局長） この間、扶助費につきましてもさまざまな見直しを行ってまいりました。そういう意味で、保護者負担割合の見直しによります保育料の改定でありますとか、あるいは扶助費に準じるものとして特別乗車証交付事業制度の見直しなど、サービス水準やサービスの提供に係る利用者負担の見直しなども行ってまいりました。その一方で、要支援、要介護状態になることや重度化防止のための介護予防事業、予防給付の充実、あるいは生活保護費の抑制につながる就労支援や雇用対策を拡充し、生活の自立を促す取り組みなど、社会保障関係費自体を抑制するための事業展開も進めてまいりました。

◆（加納委員） 多分これからどんどん、まだまだ右肩上がりだと思うのです。例えば本市の介護保険の給付費の総額、10年前、平成13年で言うと782億円、そして、平成23年度決算で1885億円と2倍強ぐらい上がってしまっているということです。それから、要介護認定総数が平成13年で言うと6万4247人で、今現在、平成23年で言うと12万5000人、10年単位で2倍強ずつどんどんふえていくということからすると、本当にしっかりと見据えた上で扶助費、医療費も含めて進めていかなければならないなと思っております。

そこで、扶助費などの社会保障費全体の抑制についてどのように考えているのか、大場副市長のお考えをお聞かせください。

◎（大場副市長） まずは、社会保障制度全体を持続可能なものにしていくための方向性について国でしっかりと議論をしていただく、そのために引き続き、生活保護制度であるとか医療保険制度の抜本的な見直しなどについて、本市からも積極的に国に改善を求めていく必要があると思います。本市自身の取り組みとしては、扶助費に限らず一つ一つの事業の内容や効果を精査検証して、必要な施策を効果、効率的に実施することで、歳出の抑制をぜひ図っていきたくと思っています。また、扶助費自体の抑制に資する事業を効果的に展開していく対処策も活用していく必要があると考えております。

◆（加納委員） 社会保障費、中でも医療費の抑制というのは大事で、予防事業の取り組みで社会保障費が抑制されるといった議論もありますので、特に私は健診だとか予防事業の取り組みというのが非常に大事だと思っているのです。ただ、本市ではなかなかその検証が不十分だなというふうに感じております。したがって、一つ一つの事業の効果を精査検証して、より効果的、そしてまた効率的に取り組むことが非常に重要だと考えております。

このような観点から予算編成の作業を見てみると、各局は次年度の予算に関する事業計画書の作成にあわせてみずからの事業を点検する事業評価書を作成しております。局長、申しわけないのだけれども、事業計画書、事業評価書、多分聞いている人はわからないと思うので、おおむねどんなものかというのをちょっと教えてください。

◎（柏崎財政局長） まず、事業評価書の主な内容でございますけれども、それぞれ個別事業ごとに作成をしております、例えばその事業開始の経緯ですとか、あるいはこれまでの事業見直しの経過、もちろんその事業費、それからそれに携わる職員数とかをまず基礎的な情報として入れております。さらに、その事業が期待する効果、あるいはその事業が終了した場合にどのような影響があるか、現在事業を

行っているに当たってどんな課題があるかというようなことを書きました後に、今後の方向性として事業をどういう方向に持っていくべきかというような項目を記載し、自己評価を記載するものになっております。そういう意味で、事業を所管する各部署が作成しております、まずは各部署がそれを検討して次年度の予算に反映させていくことになろうかと思えます。

◆（加納委員） ありがとうございます。今おっしゃっている事業評価書を予算編成において、どのように活用しているのかという状況を教えてください。

◎（柏崎財政局長） 若干先ほどの答弁と重なりますが、まずはその事業所管部署がこれを作成することになりますので、それぞれの中での、先ほどもちょっと御議論がありましたが、各局が予算編成、自律編成をやる中で、それぞれの事業の見直し、あるいは方向性というものについて検討する材料として活用していると思っております。さらに、それを踏まえて、財政局や総務局におきまして特に重点的な課題を抱えているものについては、こうした評価書をもとに事業の現状や課題などを把握し、事業所管部署とはまたちょっと異なる観点から、全庁的な視点から確認し、その事業の見直しなどに活用を図っているところでございます。

◆（加納委員） そうすると、この事業評価書を使って、誰がどのように税の配分とか、税をつけていくとか、予算をつけていくかということについては、どこで誰がキャッチボールをしているのですか。多分これを使ってやっているのしょうけれども、もうちょっとその辺のことについてお聞かせください。

◎（柏崎財政局長） まず私どもの予算編成の流れで申し上げますと、いわゆる課題を抱えている事業、あるいは重点的な事業については、私ども財政局の担当者が、まずは各事業局としっかりヒアリングの中でそういうことを確認させていただき作業が当然前提としてございます。その後、そのヒアリングなどを踏まえた上で財政局としてどう考えるのかということを整理していく中で、この調書なども活用して、事業の方向性を最終的に市長、副市長に御判断いただくために考え方を整理していく中で節目で活用しているということでございます。

◆（加納委員） それはどれくらいの枚数があつて、その枚数を何人でチェックして評価しているのでしょうか。ちょっとその辺を確認させてください。

◎（柏崎財政局長） 事業評価書を提出している全体としての件数というか事業数で申し上げますと、局の事業に関しては約 1700 事業、さらに区の事業については 700 事業ほど、事業評価書の作成の件数がございます。

◆（加納委員） 誰がどのぐらい担当して、どういう基準で評価をしているのでしょうか。

◎（柏崎財政局長） 先ほどと若干重複するかもしれませんが、作成につきましては、これはそれぞれ局区の事業担当部署が行っておりますので、それぞれの課において自分のところが所管している事業の必要な枚数というか、必要なものを作成することになります。それを私どもが、現在、自律編成ということも行っておりますので、もちろん全てを財政局でやっているわけではございません。その中で課題

がある、あるいは今後重点的に取り組む、あるいは見直しをしていかなければいけない事業が各局においても問題提起されますので、そういうものを踏まえてやりとりしながら、この調書を活用しているわけでございます。

◆（加納委員） まずはありがとうございました。

事業を確認すると、以前は3000枚ぐらいの枚数になっている。今は1726ということで、改めてカウントし直したということですね。それが各局から上がってきて、財政局的には財政局の担当者がそれぞれ分担して一枚一枚チェックしていくわけですね。一枚一枚チェックしながら、ヒアリングもしながら、参考資料も集めながら予算編成に生かしていく。ただ、それは、担当者によって微妙に評価の仕方も違っているとも聞いております。さらに、評価と言いながら、これは第三者のチェックが入っているわけでもないのです。それから、評価と言いながら、この事業評価書の記載要綱には、あくまでも個別事業を自己点検するものと書いてあるのです。自己点検するものなのだからということで書いているのだけれども、結論的には財政局やその他のところで、これを事業評価という名のもとでさまざまな評価をしているのです。私は今回そこにすごくアンバランスを感じたのです。しかも、公文書でありながら、本資料は公正、適正に作成しましたと自分たちで既に書いてあって、そこにサインしろというようなことまでここには書かれている。

何を言いたいかという、第三者のチェックも入っていないし、それから、事業の費用対効果を精査検証し、より効果の高い事業実施をしていくために、標準的な評価をする基準やら、それぞれが担当したところの基準の評価が微妙に違っているということからすると、これは本当にしっかりした評価システムの中で行われているのかということが非常に不十分ではないか、ある意味では井勘定ではないのというふうに言われてしまいそうで私も心配をしております。

そこで、施策、事業の効果を精査検証するために効果をはかる客観的な指標を作成して、これをもとに効果を測定するデータを整えていただきたい。そして、予算編成等に活用していくべきだと私は考えているのですけれども、大場副市長、見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎（大場副市長） 今、局長からも1回お答えしましたが、施策、事業の効果について、それぞれ施策、事業の内容によってさまざまなケースもありますから、客観的な指標を構築していくことは、なかなか難しさがあると思います。今おっしゃっていただいたとおり、まずは自己点検をする中で、所管局の中で自律編成予算をきちんと精査していく。そういう中で、この事業評価書を使い、また、検討の必要がある事業と重大な事業については、財政局等がこの事業評価書を使って所管局の考え方と全庁的な立場からの考え方の整理をしていく、そういう意味で使わせていただいております。いろいろな意味でまだまだ不十分な点はもちろんあると思いますけれども、さらに今後こういった点もまた研究をしていく必要があると考えてございます。

◆（加納委員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公共施設の整備と保全についてお伺ひいたします。

23年5月に公共施設・事業調整室が財政局内に設置されました。そこで、改めてこの公共施設・事業調整室の役割について技監にお伺ひいたします。

◎（手塚技監兼公共施設・事業調整室長） 先ほど委員のほうからおっしゃったとおり、昨年5月に局の再編成によりまして、都市経営局公共施設政策課と都市整備局公共事業調査室が統合いたしまして、

当室が財政局に設置されました。当室では、技術職員のノウハウを生かし、技術力や経験を踏まえた視点から、大都市横浜にふさわしい公共施設の整備、それから保全に関する調整を初め、公共建築物の有効活用や公共工事の品質確保、職員の技術力の向上に関する事など局横断的な総合調整を行っております。

◆（加納委員） 次に、本市の公共建築物の保全に係るこれまでの取り組みについて伺います。

◎（手塚技監兼公共施設・事業調整室長） 平成 12 年度に公共施設の長寿命化基本方針を策定し、14 年度には公共建築物劣化調査を開始いたしました。さらに、19 年度に公共建築物保全データベースを開発したことで、市民利用施設に関する劣化調査の結果などを一元化し、膨大な量の施設について劣化度に応じた修繕工事の優先順位づけを可能とするなど、限られた財源をより有効に活用する取り組みを進めております。また、20 年度には、公共施設の維持保全のさらなる効率化を図るため、公共施設の保全・利活用基本方針を策定し、現在、仮称ではございますけれども、公共建築物マネジメント白書の作成を進めているところでございます。

◆（加納委員） 公共施設・事業調整室、いわゆる総合的な調整をしていくというところですが、さきの委員の質問で液状化の問題だとか幾つか出ましたが、なかなかこの部署が担当するかわからない、でもお金はかかる、さてどうしようかというところが実は今たくさん出てきているのです。例えば学校の非構造部材について誰がどうするのか、お金を出すのかというような問題だとか、いわゆる耐震の問題、それから公共建築物における受動喫煙防止対策はどこでやるのだ、どこが金を出すのだとか、それからまた、災害時の地域防災拠点において水の確保をどうするかというようなことがあり、教育委員会、市民局、区役所、消防局、財政局、いろいろなことがある中で、今回、財政局のところにこれができる。

そこで、一つの事例として、私の地域に三ツ境小学校というところがあるのです。災害訓練をやると、そこには給水タンクも給水栓もないから、約 1 キロ離れた原中学校というところへ、リヤカーでポリタンクを持ってお年寄りが水をくみに行き、それを毎回やっているわけです。今度、10 月 20 日にもあるのだけれども、水道局さんと学校といろいろ相談してみたら、実は受水槽があるではないかと。それから、上に高置、高いところにある受水槽みたいなもの、あれが実は使えるということがわかったのです。そうするとリヤカーで 1 キロ運ばなくていいわけです。あの受水槽のタンクにある水は飲める。しかも、災害時に 1000 人の待機があった場合、1 週間も飲める。22 トンぐらい入っている。上は 5 トンから 7 トンぐらい入っているということがわかった。そこに蛇口をつけると災害時に学校も助かる、それから自治会も助かる、いろいろなところが助かる。でも、お金はどこで出すのかというようなことを含めて総合調整がなかなか難しい。調べてみたら、横浜全市にこういうところが 170 ぐらいあった。各区にもたくさんある。

そこで、こういったことについて財政局は、お金もつけながら総合調整ができないかなと思うのですが、市全体の公共施設に関する取りまとめを行う公共施設・事業調整室としては、各局で所管しているこういった個別の案件をまとめて財源も含めて総合的に調整していただけないかと思うのですが、技監、いかがでしょうか。

◎（手塚技監兼公共施設・事業調整室長） 今、委員がおっしゃったように全てのことを総合調整するというのはなかなか難しい部分があります。そういう中で、今現在、当室としては、公共施設の整備や

維持保全を進める上で、関連する部署が非常に多くて局間の連携調整が必要となる事業について、財源にも配慮しながら全庁的な総合調整を行っていますし、これからも当然行っていこうと思っております。具体的には、都市基盤や公共建築物の整備保全に関する中長期的な見通しの検討でありますとか、先ほども御説明いたしましたけれども、東日本大震災以降、喫緊の課題となっている公共建築物の耐震対策や液状化による被害が発生した地域への対応、公共事業の必要性や効果を客観的に評価し、公表する公共事業評価制度の運用など、さまざまな取り組みを通じて総合調整を行っている状況でございます。

◆（加納委員） 財源も含めてしっかりやっていただきたいと思います。

次に、適正な経理についてお伺いいたします。

近年、全国の地方公共団体における不適切な経理処理が問題になっており、行政に対する信頼を揺るがす事態が続いております。本市では、平成 19 年度以降、定期監査報告の指摘事項に対し、全市的課題として取り組むこと、事務の自己点検、再発防止などに取り組むことが繰り返し監査からも要請されております。23 年度の決算審査報告書を見ると、23 年度に経理事務の適正化を図るための新たな組織として財政局に適正経理推進担当が設置されたとあります。

そこで、適正経理推進担当が設置された趣旨と経緯について総務部長にお伺いいたします。

◎（梅津副局長兼総務部長） 18 年度以降、他の自治体において、預け金や差しかえといった不適切な経理処理が会計検査院の決算監査報告により指摘されました。また、横浜市立大学におきましても 20 年度に同様の事例が発覚したことを踏まえまして、本市においても 21 年度に経理処理に関する全庁調査を行っております。その結果、再発防止の仕組みやルールをつくり、それを実施するための道筋を整理したり、また、手続の見直しなど、1 つの区局では対応できない課題に取り組む部署が必要であるという判断のもとに、適正経理推進担当を 3 年間の時限組織として財政局に設置したものでございます。

◆（加納委員） 平成 21 年度の総務局のコンプライアンス推進課で行った調査では、約 3 億円の不適切な経理処理があったということでした。それから、今言った大学においても、センター病院長の架空発注による資金のプールだとか、預け金の問題だとか、本当にさまざまあった。そういう中で設置されたのですけれども、19 年度から 22 年度までの各年度における定期監査からの報告内容について総務部長にお伺いいたします。

◎（梅津副局長兼総務部長） それぞれ一例となりますが、19 年度は、職場の預金口座に旅費等の支払い資金が長期間とめ置かれていたこと、20 年度は、委託業務の完了を確認せずに検査調書を作成したこと、21 年度は、金銭を領収したときの領収書の控えの作成漏れや定められた期間保存していなかったこと、22 年度は、契約の完了検査日時記録がなく、検査状況が確認できない、そういったことについての指摘がございました。

◆（加納委員） それでは、適正経理推進担当が実施した 23 年度の取り組みについて局長に伺います。

◎（柏崎財政局長） 定期監査におけます提言を踏まえまして、全区局において経理事務の自己点検を実施し、今後も引き続きそういうことを実施していく体制を整えました。また、4 区 4 局を対象に経理処理を抽出いたしまして、モニタリング調査というものも行いました。また、職員の知識や意識を高める取り組みといたしまして、総務局人材開発課等と協力し、従来行われていた研修に加えまして、新た

に経理事務の適正化をテーマとした研修を実施したところでございます。このほか、区局の経理事務の日常的な支援も大事だということでございまして、相談窓口を設置し、職員が問題を抱え込まないように、疑問の解決から全庁的な視点に立った事務事業の見直しまで、区局の担当者の視点で協力をしながら課題解決に取り組んでいるところでございます。

◆（加納委員） 今、局長がおっしゃったように、モニタリング調査の結果報告では、契約相手に訂正を求めないで書類の修正、加筆などを行ってしまったというようなことが書かれていたり、それから、契約前発注や日付の改ざんが行われている現状は、職場や職員の公金を扱っているという意識が全く欠落していると言わざるを得ないというようなことが言われているのですけれども、23年度は定期監査においてどのような報告を受けたのか、総務部長にお伺いいたします。

◎（梅津副局長兼総務部長） 財務事務に関する指摘といたしましては、決裁を受けないで納品や委託業務に着手している、契約関係書類の日付を修正している、契約関係書類を定められた期間保存していない、委託業務が完了していないのに代金を支払っている、そういったことがございました。また、同報告書におきましては、所属責任者はこれらの指摘に対し、不適切経理の再発防止に向け、確実な審査を徹底することが提言されております。

◆（加納委員） そうしたら、23年度の定期監査で受けた指摘の中には、これまでも同様な指摘がたくさんあるでしょう。1点事例を挙げながら聞きたいのですけれども、国民健康保険地区担当員報酬の督促算入に係る事務の不徹底について中身を教えてください。

◎（柏崎財政局長） 恐縮ですが、監査報告書を見ながら若干触れさせていただきますが、国民健康保険地区担当員報酬の関係でございまして、未納保険料及び担当員について最初に説明がされておりまして、23年度の督促算入に係る事務を見たところ、地区担当員の訪問履歴がないにもかかわらず、訪問徴収実績に算入していたものが見受けられた。ついてはマニュアルに定められた事務手続を遵守するとともに、算入基準に該当しない保険料及び延滞金について報酬を再計算し、適正な処理を行われたというような指摘がされているところでございます。

◆（加納委員） 平成20年度の監査でも同じようなことがあったのだけれども、そのときの状況についても教えてください。

◎（柏崎財政局長） その際につきましては、3区について同様の督促算入についての監査結果が示されております。能率報酬は、先ほどお話ししました督促文書で催告をした結果、保険料等が納付された場合には、これを訪問徴収実績に換算する督促算入が認められている。そこで、その事務を見たところということで、督促文書の有効期限を過ぎているもの、督促文書の交付日に訪問催告をしたことが業務日報で確認できないもの、督促文書が添付されていないもの、また延滞金の記載がないもの、こういうことでの督促文書の確認を徹底し、適正に処理されたいという御指摘があったところでございます。

◆（加納委員） 20年度と23年度に不正に払ってしまったけれども返してもらったお金はどのぐらいあるのですか。



◎（柏崎財政局長） 申しわけございません。手元でその情報を把握しておりませんので、お答えできません。

◆（加納委員） 20年度は450万円、今回も20数万円。国民健康保険で滞納しているところに一生懸命、地区担当員が行って、行った成果として回収できましたよとって幾らかのお金を払っているのだけれども、実はその実態がない中でお金を払われていたということですよね。20年度は450万円ぐらい不正に払っていたのです。さらにまた今回そういうことが起きたのです。というと、適正経理推進担当の仕事は本当にしっかりやっているのかと言われるのだけれども、いかがでしょうか。

◎（柏崎財政局長） 私どもで経理事務全般をしっかり、いわゆる内部統制の一環としてきちんとやるというようなことで担当ができていますから、経理事務をめぐる問題について、そういう事実が依然として発生していることに関しては遺憾だと思っております。そういう意味で、全ての事務を私どもが直接チェックするという事はなかなか難しいわけですが、やはりまずは各区局において、その事業の所管で、まして今、委員から御指摘いただいたように、かつて御指摘いただいた同じような問題について再発をするということはあるのではないことだと思っておりますので、そのことをまた踏まえながら、私どもとして果たすべき役割はしっかり果たしてまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 23年度の定期監査報告でも今言ったように指摘されていますけれども、依然として不適切な経理処理が見受けられますが、もう一度局長の見解を伺っておきます。

◎（柏崎財政局長） 先ほど御答弁させていただきましたモニタリング調査においても、大変遺憾なことでございますが、同じように、一部の部署におきまして、監査の指摘にあるような不適切な経理処理が依然として見受けられたところでございます。私としても、このような状況は直ちに対応策をきちんと取り組むべきと考えております。そこで、改めて職場の現状を捉えて、責任職を含む全ての職員が課題を認識することを徹底し、とりわけ決裁過程でのチェックの強化、あるいは職員の指導などに具体的に取り組んでほしいということで、私からも各区局長に要請をしたところでございます。

◆（加納委員） それでは、財政局適正経理推進担当と総務局のコンプライアンス推進課、そして人事組織課の役割について教えてください。

◎（柏崎財政局長） 財政局の適正経理推進担当は、先ほどからも御答弁させていただいている中にありますように、日ごろの相談業務やモニタリング調査等を通じて適正な経理事務が行われることを目指しているわけですが、その取り組みの過程の中で不適切な経理処理を発見した場合には、それら事象が発生した背景等を分析し、経理事務の総括的、専門的な立場から区局の事務改善支援を行うほか、職員研修などを通じて実務的側面から再発防止に取り組んでまいります。また、当該案件が職員あるいは責任職の責任を問うべきであるような重大なものである場合には、総務局コンプライアンス推進課や人事組織課とも情報を共有し、処分等の要否につきましても両課が改めて事実確認を行い、適正に判断をするということになろうかと思えます。

◆（加納委員） さらに、再発防止に向けた今後の取り組みについて局長にお伺いいたします。

◎（柏崎財政局長） 先ほど御答弁いたしました 23 年度の取り組みに加えまして、24 年度はモニタリング調査の対象を拡大したほか、次の職位へのその職員の昇任のタイミングを捉えました経理研修を新たに実施しております。また現在、庁内 LAN を活用した調査結果、相談事例等々の全庁的な共有、また、個別案件になりますが、例えば要介護認定調査委託事務のように区局で大量に反復して行う事務手続の改善やその支援、また、歳入の徴収、収納事務委託のガイドラインなどの事務マニュアルの整備などを進めております。引き続き、職員の知識向上や経理担当部署のスキルアップのためにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 実はこれ、平成 22 年 3 月 30 日なのだけれども、不適切な経理処理を懲戒処分の標準例に規定している。不適切な経理処理のうち、預け金、一括払い、差しかえは実態の伴わない契約の締結であり、公金着服等の不正がなかったとしても非違の度合いは高いと言える。また、架空契約に関しては、事業者には指名停止等のペナルティーがあるのに職員側には全く標準規定がない、バランスを欠いているというようなことが実は書かれているのだけれども、コンプライアンス推進室に聞いたら、監査で指摘された不正な処理、事務手続について、いわゆるコンプライアンスは何も関知していない、それについて処分も処遇もペナルティーも何も科していませんよという話をしていました。

それではおかしいのではないのと言ったら、確かにおかしいので、あれだけ監査から不正だ、公金が使われていると言われている。皆さんはそのことを言われていても知らん顔で、指摘されたところだけが頑張っている。でも、それは皆さん方のところに情報がなかなか入ってこない、だからいつまでたっても監査は同じことを言っている、しかもそれは処分、処遇がされていないというのではないか。コンプライアンス推進室が言っていましたよ。大場副市長、その辺のことについてどのように考えますか。

◎（大場副市長） 監査について御意見をいただく状況が続いていること、これは大変申しわけないことで真摯に受けとめなければいけないと思います。不適切な経理処理の発生の防止ということで、今、局長からもいろいろ申し上げましたが、基本的にはそれぞれ事業を実施する各区局において自己チェック機能を果たすべきであります。監査から指摘されたことを、やはり他の局区も他山の石としてこれを受けとめるのだということは前々から話をしていることであります。また、監査事務局のほうでも、1 つの事例を全局区に普遍化していこうということでいろいろ書類等もつくってくれていますので、ぜひこういう取り組みをさらにきちんと進めた上で、一日も早くこういう不適切な経理等が解消できるように努力をしていきたいと思えます。

◆（加納委員） それでは、不適切な経理処理が監査等においてこれまで繰り返し問題提起されていたにもかかわらず、状況が一向に改善していないことに対する責任をどう感じているのか、大場副市長、申しわけない、総括コンプライアンス責任者である大場副市長にお聞きします。

◎（大場副市長） これまでお話もいただきましたから、財政局、あるいは監査からの御指摘、監査事務局とも連携し、また総務局の関係課等を含めて、ぜひこういう不適切な経理処理の関係の時限組織が一日も早くなくなるような全庁的な取り組みをしっかりとしていきたいと思えます。

◆（加納委員） 交通局の不正の問題だとか、市大の不正の問題だとか、毎年本当にいいのかということをややはり我々は考えてしまう。それから、保健所長のセクハラの問題の分限懲戒審査委員会、こうい

ったことも含めて、きょうはコンプライアンスについてさまざま指摘しましたので、どうかそのことを理解して今後進めていただきたい、このことを申し上げて終わりにします。

ありがとうございました。